

広島県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年五月八日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

帝釈峡井関線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
神石郡神石高原町小島五一九三番一六地先から 神石郡神石高原町小島一九七四番一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	一・五〇	一・三〇	
	〇	一〇四三・〇	ルート変更 不用物件延長